

三原村農作業機械修繕費支援事業



〈目的〉

農作業機械の修繕を行った村内在住の**個人農業者**（認定農業者を除く）に対して補助金を交付します。

〈事業の内容〉

補助対象

交付対象者：村内在住で**10ha未満の村内農地を耕作**している個人農業者

交付対象事業：劣化・摩耗による農作業機械に係る修繕

対象機械例：トラクター、田植機、コンバイン、穀類乾燥機 等

※軽トラック等の汎用性の高い機械は対象外

交付額：1農家に付き修繕に係る経費の1/2以内、**上限5万円**

例1 経費合計額が85,500円の場合、交付額は42,000円（千円未満切り捨て）

例2 経費合計額が256,000円の場合、交付額は50,000円

対象経費算定期間：1月から12月(R8は4月から12月)の経費実績の合計

〈主な交付要件〉

1. 村内在住であること
2. 耕作農地が村内でありかつ10ha未満であること
3. 村税等に滞納がないこと

事業申請の流れ

農業者

三原村

①交付申請書兼実績報告書を提出

添付書類：農機具修理店から発行
された領収書の写し

提出期限：翌年1月末

②交付決定通知書を通知

③補助金交付請求書を提出

④補助金交付

注意点

- ・補助の対象となるのは**農機具修理店で行った修繕のみ**となります。
- ・領収書は**機械名及び修繕内容**わかるようにお願いします。

お問い合わせ先

高知県幡多郡三原村来栖野346番地
三原村役場 農林業建設課 農業振興係
TEL：0880-46-2111
FAX：0880-46-2114

